

YUFU CITY INFORMATION MAGAZINE

# あらかしの<sup>も</sup>森<sup>の</sup>林通信

2月号



● 由布市助役就任あいさつ

● 来たれ、消防団

# 如月



▲庄内庁舎前の神楽の“スサノオノミコト”も立春を迎えました

## あらかしの森林(もり)通信の意味は？

「あらかしの木」は由布市に分布するブナ科の常緑樹です。

この木は粘り強く硬い木で、日本建築の組み木の止め栓として活用されています。この「あらかしの木」が森となるには、長い年月を要します。

私たちの「由布市」は、このあらかしの木の生態と特質をまちづくりに例えて、挾間・庄内・湯布院の風土、文化を大切に継承しつつ、新生「由布市」のまちづくりを市民と行政が協働の精神の中から「日本一の桃源郷」づくりを目指しています。『あらかしの森林(もり)通信』はそのための情報資料です。

## CONTENTS

### あらかしの森林通信

- 2 CONTENTS(目次)、スナップ
- 3 助役就任あいさつ、市職員人事異動
- 4 由布市消防団始動
- 5 来たれ、消防団
- 6 市臨時的雇用職員・嘱託職員の登録受付について
- 8 由布市初の成人式
- 9 市政だより
- 18 市長コラム「こんにちは、市長です」
- 19 ★キラリ編集

### UFU City情報広場

- 13 みんなの広場
- 10 由布市文化財探訪
- 9 新着本紹介
- 8 DEAR 図書館だより
- 7 まちかどズームアップ
- 3 ハッピーバースデー／さわやかキッズ
- 2 まちのスポットライト
- 1 リア・ウインドウ

**表紙紹介** 立春の前日は節分。「おにはそとー、ふくはうちー」とかけ声をかけて豆をまき、福を呼びます。まだまだ寒い2月ですが、健康には十分注意したいですね。

発行元

由布市役所庄内庁舎総務部総合政策課  
〒879-5498 由布市庄内町柿原 302 番地  
TEL097-582-1111 FAX097-582-3971

人の動き

●総人口 36,767人(+1)  
●男 17,661人(+3)  
●女 19,106人(-2)  
●世帯数 13,820戸(+10)  
1月1日現在( )は前月比

●総人口 36,772人(+5)  
●男 17,663人(+2)  
●女 19,109人(+3)  
●世帯数 13,835戸(+15)  
2月1日現在( )は前月比

昨年12月定例議会において、森光秀行氏が由布市助役の選任で同意され、12月27日付けで初代助役に就任となりました。

## 由布市助役 森光 秀行



### 【森光 秀行氏 略歴】

●昭和31年7月生まれ ●宇佐市安心院町出身

昭和54年4月より大分県職員となる。以後、宇佐福祉事務所、地方課、農政企画課、生活環境課などを経て平成14年4月から大分郡任意合併協議会に派遣。由布市発足まで挾間・庄内・湯布院合併協議会に勤務する。前職は東国東地方振興局次長。

### 就任のあいさつ



昨年12月の議会定例会におきまして、議会の選任同意を賜り、12月27日付けをもちまして助役を拝命いたしました。昨年10月1日に新生由布市がスタートを切ったばかりの大変重要な時期の就任で、私にとりましては身に余る光栄でありますとともに、その責任の重大さに身の引き締まる思いであります。

私は、これまで県職員として27年間、福祉、税務、林政、農政、市町村行政、生活環境など、様々な分野で県行政に携わってまいりました。

助役としての職務は、首藤奉文市長を補佐し市政運営を支えるという、私がこれまで経験してきたこととは異なる重責でありますので、微力ではありますが、新たな気持ちで誠心誠意、職務にまい進したいと考えております。

由布市は、地理的には大分川の上中流域にあつて、国道210号及びJR久大本線が東西に通っており、共通の日常生活圏を有しております。その一方、旧3町の地域はそれぞれの個性と魅力を持っています。挾間地域は、県都大分

市に隣接する地理的条件のもと、農業、商工業が活発で、良好な生活環境を確保しつつ健全に発展している地域であります。庄内地域は、由布市の中央に位置し、黒岳などの雄大な自然環境に恵まれ、農林業が盛んであり、また、伝統芸能の庄内神楽をもとに神楽の里づくりが進められております。湯布院地域は、由布岳の麓で、豊かな自然環境と温泉資源を大切に保全し、農林業や住民の生活環境との調和を図りながら、大規模開発を抑制したまちづくりが進められてきた結果、年間400万人が訪れる全国屈指の保養温泉地となっております。

これらに代表される地域の特性を尊重しつつ、同時に、由布市としての一体感を醸成し、広域的な視点に立って、道路や公共施設の整備などを進めていくことが重要だと思っております。

今後は、行財政改革による健全財政の確立と、首藤奉文市長がまちづくりの基本理念として掲げる「融和・協働・発展」を基軸に、由布市の基盤づくりに向けて、全力を傾注し職責を果たして参ります。市民の皆様のご指導を賜りますよう心からお願い申し上げます。

### 由布市職員人事異動

（1月1日付け）のお知らせ  
※（ ）内は旧職



#### 総務部

##### 【総務課】

▽主幹（庄内振興局地域振興課主幹）御手洗 祐次

▽主査（湯布院振興局地域振興課主査）在津 典良

##### 【総合政策課】

▽課長補佐兼土地開発公社事務局長（課長補佐）加藤 康男

#### 健康福祉事務所

##### 【保険課】

▽主任（挾間振興局市民サービス課主任）黒木 達哉

#### 産業建設部

##### 【農政課】

▽主査（総務部総務課主査）佐藤 美紀

##### 【退職】

（土地開発公社事務局長）後藤 胖治

# 由布市連合消防団始動!

1月12日、由布市となって初めての消防団特別点検が庄内総合運動公園で開かれました。

この日は「由布市庄内町消防団特別点検」があり、市内3消防団のトップを切った点検となりました。

点検者である首藤市長ほか

市内消防関係者や来賓者、地区関係者などおよそ1000名が見守る中、234名の団員が入場。

佐藤勝美団長の指揮のもと、人員服装点検、機械器具点検、訓練点検や操法訓練などを行いました。



▼一斉放水



途中、阿蘇野中村地区中下組による「手押しポンプ操法」の披露があり、水が上がると、会場から拍手が起りました。

陸上自衛隊湯布院駐屯地西部方面特科隊音楽部の演奏のもと、全団員と車両が分列行進。

訓練最後には場所を移動して放水点検となり、32部による一斉の放水が勢いよく、空に向かって放たれました。

点検後には消防庁長官表彰、日本消防協会会長など各種表彰が行われました。

また、13日は湯布院町消防団、14日には挾間町消防団の特別点検が実施となりました。

▼人員服装点検



◀勇ましい動きで



▶「手押しポンプ」と手押しポンプ操法





### Q1 消防団は何をするの？

1年間の活動の中では、内点検、特別点検、夏期訓練、非常呼集訓練、年末夜警などがあります。

そのほか有事には、火災、風水害、地震時の人命救助、非難誘導、救護活動のほかに遭難者捜索などの警察業務に対する協力要請による活動があります。

平時には、火災予防活動（広報等）、警備・警戒活動（防災パトロール等）、教育・訓練活動（消防学校入校等）、機械器具などの点検などがあります。

## 私たちのまちは私たちが守る！

# 来たれ、消防団

消防団の歴史は古く、江戸時代に8代将軍徳川吉宗が大岡越前守に命じて設置させた、町火消がその前身とされています。昭和16年4月1日現在、全国には3,524団、91万9,105人の消防団員がいます。10年前に比べ、団員数は5.6%減で、平均年齢は37.4歳となっています（消防庁資料より）。



### Q2 消防団って必要なの？

消防団は市町村の消防機関です（消防組織法第9条）。団員は非常勤特別職の地方公務員である一方、他に本業を持ちながら、自らの意思に基づく参加、すなわちボランティアとしての性格も併せ持っています。

阪神・淡路大震災において、消防団は、消火活動、要救助者の捜索、救助活動、危険個所の警戒活動など幅広い活動に従事しました。日ごろの地域密着の活動の経験を活かして、倒壊家屋から数多くの人々を救出した活躍にはめざましいものがあります。



こうした活動により、地域密着性や大きな要員動力力を有する消防団の役割は大変重要となっています。

### Q3 団員の身分保障は？

市条例に基づき、団員は費用弁償、公務災害補償、退職報償金などが支給されます。また、制服、制帽や長靴などが貸与されます。

「ボランティア活動を始めた」「消防団に入団したい」と考えている方、地域に貢献したい方、入団をお待ちしています。※消防団入団に関するお問い合わせは市役所防災管理室までどうぞ。



由布市連合消防団長  
佐藤 勝美

消防団は地域の安全確保のため、また、地域に密着して市民の生命や財産を守るため、大きな役割を果たしています。しかしながら、最近では団員の高齢化が進み、新しい若い力が必要となっています。

団員として地域活動やまちづくりに取り組みたいという方の入団を心からお待ちしています。

# 由布市臨時的雇用職員及び嘱託職員の登録受付について

由布市では、市の各庁舎及び施設において事務補助、作業等を行う臨時・嘱託職員の採用候補者名簿の登録を受け付けています。

この登録は、必要な業務に応じて雇用するものであり、必ずしも雇用をお約束するものではありません。

## 1. 申込方法等

(1) 総務課、各振興局に備え付けの応募用紙に必要事項を記入（写真を添付のうえ希望する職種を優先順に記入）し、住所、氏名を書いた官製ハガキを同封し、直接又は郵送（封筒の表に「臨時職員希望」と朱書き）で総務課までお申し込みください（ハガキは試験日程等をお知らせするものです）。

※資格を有する職種は、資格証明書等の写しを添付してください。

(2) 次のいずれかに該当する人は、申し込みできません。

- ① 成年後見人又は被補佐人
- ② 禁錮刑以上の刑に処せられて、その執行が終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの人
- ③ 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した人
- ④ 会社、団体での申し込みはご遠慮願います。

(3) 申込受付期間

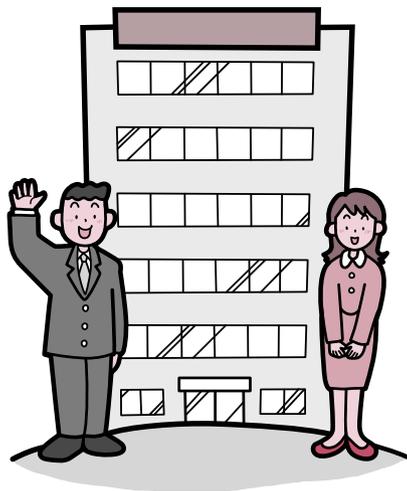
- ・平成18年2月10日(金)～2月24日(金)
- ・午前8時30分から午後5時（土曜日、日曜日を除く）。
- ・郵送の場合は、2月24日までの消印有効です。

## 2. 採用について

(1) 登録採用試験について

試験内容 面接試験

試験日 平成18年3月1日から随時



## 3. 勤務条件等について

- (2) 雇用期間は、最長1年です。
  - (3) 応募多数の場合は、由布市内在住者を優先します。
  - (4) 採用の必要がある時に、登録者の中から選考しご連絡を致します。
- ※登録期間は1年間とします。

(1) 賃金 業務内容により、単価が異なります。

(2) 勤務時間 原則として午前8時30分から午後5時ですが、職場によっては異なることがあります。

(3) その他

- ・交通費 支給しません。
- ・休日等 原則として、土曜、日曜、祝日が休日となります（職場によっては、休日異なります）。
- ・休暇等 本市の規定により、年次有給休暇等が付与されます。
- ・社会保険等 社会保険、雇用保険に加入していただきます。

## 4. 申込・問い合わせ

由布市役所総務課職員係

☎09715821111

(内線210、211)

〒879-5409

由布市庄内町柿原302番地

※申込用紙は、挾間振興局地域振興課、湯布院振興局地域振興課にも置いてあります。

# 平成18年度 由布市臨時的雇用職員及び嘱託職員の登録受付内容

市長部局

## 1. 事務職

職 種	応 募 条 件	勤 務 地	年 齢
事 務 補 助 員 等	業務に必要なパソコン技能取得者等	市 内	18歳～55歳
レセプト点検嘱託員	医療事務資格を有する人	湯 布 院	20歳～60歳
介 護 認 定 調 査 員	保健師若しくはケアマネージャー、普通自動車免許取得者 *3月中旬からの研修に参加できる人	各 庁 舎	30歳～55歳
保 健 師	保健師資格を有する人	〃	22歳～60歳
看 護 師	看護師資格を有する人	〃	〃

## 2. 作業職

職 種	応 募 条 件	勤 務 地	年 齢
保 育 士	保育士資格取得者(採用後要健康診断書)	挾 間、庄 内	20歳～55歳
調 理 員	調理師免許取得者(採用後要健康診断書)	挾 間 保 育 所	20歳～60歳
支 援 員	施設の条件による	小松寮(庄内)	18歳～60歳
看 護 師	看護師資格を有する人	〃	22歳～60歳
夜 間 介 助 支 援 員	施設の条件による	〃	40歳～65歳位
管 理 宿 直 員	〃	〃	〃
介 護 職 員	施設の条件による	寿楽苑(庄内)	18歳～60歳
介 助 員 ( 昼 間 )	〃	〃	40歳～65歳位
〃 ( 昼 夜 交 替 制 )	〃	〃	〃
夜 間 警 備 員 等	〃	〃	〃
調 理 員	施設の条件による(採用後要健康診断書)	各 施 設	18歳～60歳
営 農 指 導 員、補 助 員	営農指導経験者等	市 内	40歳～65歳
上 水 道 管 理	水道施設管理技師資格取得者等	挾 間、湯 布 院	18歳～65歳
〃	施設の条件による	〃	〃
火 葬 場 管 理 人	ボイラー、危険物取扱等の資格を有する人	庄 内、湯 布 院	40歳～65歳位
作 業 員・技 術 補 助 員	施設の条件による	市 内	〃

教育委員会

職 種	応 募 条 件	勤 務 地	年 齢
学 校 図 書 司 書	学校図書司書資格を有する人	市 内	20歳～60歳
学 校 校 務 員	学校の条件による	〃	18歳～60歳
幼 稚 園 臨 時 教 諭	幼稚園教諭免許資格を有する人	〃	20歳～50歳
幼稚園預かり保育指導員	〃	〃	20歳～50歳
給 食 調 理 員	学校の条件による	庄 内	18歳～60歳
事 務 補 助 員	業務に必要なパソコン技能取得者	市 内	18歳～55歳
施 設 管 理 員	施設の条件による	〃	30歳～65歳
社 会 教 育 指 導 員	業務に必要な技能取得者	〃	40歳～65歳

決意新たに 大人へ第一歩

# 由布市初の成人式

由布市として初めての成人式が1月9日、はさま未来館で行われました。今年成人を迎えた455人(男性245人、女性210人)のうち、283人が出席。

式では、首藤市長が各地区代表の竹井知子さん(湯布院町川南)、麻生剛志さん(庄内町野畑)、岡松由佳さん(挾間町下市)に、成人証書と記念品(図書カード)を手渡した後、「感謝の気持ちを忘れず、由布市の将来を担う一員として頑張ってください」と式辞。新成人を代表して、雨宮輝明さん(湯布院町川上)が「皆が一体となって、由布市の新しい歴史を作っていけるよう頑張りたい」と決意のこぼを述べました。

式後には、新成人が実行委員会を組織して企画・運営した「祝賀パーティー」が挾間小学校体育館で開催されました。実行委員の要望で用意されたのが、中学校時代の給食コーナー。懐かしい味に、新成人の皆さんは大喜び。久しぶりに会った恩師や同級生と歓談し、懐かしく楽しいひとときを過ごしました。



▶ 力強く決意を述べる雨宮さん



▲ 会場は色鮮やかな晴れ着やスーツ姿に身を包んだ新成人であふれ、笑顔で大人へのスタートを切りました。



▲ 「ねえ、どれ食べる？」と会話もはずみます。



▲ ズラリと並んだ給食メニュー。人気ナンバー1は、揚げパンでした。



▲ 湯布院地区の新成人者でこの日のために再結成したバンド「STANCE」



## 「記念写真」「成人証書」を差し上げます

由布市成人式に出席された新成人者で、記念撮影をされた方は写真ができています。また、出席できなかった新成人者の方は、成人証書を準備しています。出身地区の各公民館にそれぞれ用意していますので、3月31日(金)までにご本人または代理の方でも結構ですので、お受け取りください(代金は不要です)。

問い合わせ

由布市生涯学習課	☎0977-84-3111
湯布院公民館	☎0977-84-2604
庄内公民館	☎097-582-0214
挾間公民館(はさま未来館)	☎097-583-1118

# 庄内花いっぱい まちづくりコンクール

花いっぱいのもちづくりの一環として行われている「庄内花いっぱいのもちづくりコンクール」の審査が12月6日、庄内花いっぱい推進協議会理事会にて行われ、左記の結果となりました。今回は合併等の理由から一般募集はなく、コスモスの部のみ審査対象とさせていただきます。

※写真は各部のグランプリです。



■一般の部 グランプリ 小野屋区  
準グランプリ ふれあい塾



■コスモスロード210の部  
グランプリ 長野老人クラブ

## 総務大臣感謝状

由布市選挙管理委員会委員長の甲斐庄一さん(挾間町筒口)と旧湯布院町で選挙管理委員会委員をつとめた佐藤昭八さん(湯布院町川北)が、このほど竹中平蔵総務大臣から感謝状を贈られました。甲斐さんは昭和62年から旧挾間町選挙管理委員会業務を続け今に至り、佐藤さんは17年間選管委員をつとめました。国民参政115周年、普選80周年と婦人参政60周年に当たり、選挙の管理執行と啓発事務に精励したその功績がたたえられました。



▲ 首藤市長を挟んで、(右) 甲斐さんと  
(左) 佐藤さん

## スポーツ少年団の発展へ

坂本利幸さん(挾間町七蔵司)が平成17年度日本スポーツ少年団顕彰を表彰されました。坂本さんは由布市挾間谷・石城スポーツ少年団代表指導者として、少年スポーツの振興に貢献。今回、その功績がたたえられ、表彰となりました。



# 由布市老人クラブ連合会が冊子を発行 人生の終幕に備えて「旅立ちの置手紙」に託そう

由布市老人クラブ連合会が昨年10月に、独自の編集委員会で企画、編集した冊子「旅立ちの置手紙」を発行。現在、地区会長を通じて会員に斡旋(あつせん)を行っています。この冊子は、万が一の場合に備えて記録しておくことで、本人の意思が確実に伝わり、また残された者が安心してその意思に従い対処できるよう編集に配慮されています。さらに、遺産相続の指示や自分の終末について、高齢者の方が書きやすいように各項目別にチェック方式で記入することができます。

### ◆各地区会長さんからの反響

- 私の地区では会員が死亡した場合、弔辞を供えますがこの冊子があれば、弔辞執筆の資料がすべて網羅されているので、的を射た弔辞を書くことができ大変便利です(湯布院町の地区会長)。
- 自分の介護や認知症になった場合の対応策として、後見人制度の説明、また、争いの種を残さないための遺産相続の指示などができる大変便利な冊子です(庄内町の地区会長)。
- この冊子は、老後のすべてをまとめており便利です。会員に内容を良く理解してもらって、多くの方に利用してもらいたい(挾間町の地区会長)。

### ◆購入に関するお問い合わせ

由布市老人クラブ連合会事務局 (☎097-586-2350)



## 由布市のまちづくり

# 市政懇談会(地域座談会)を開催します

あなたのご意見  
お待ちしております



このほど、市では広聴事業の一環として、市政懇談会を開催する運びとなりました。

懇談会では市長が旧3町合併後の「由布市のまちづくり」ビジョンをご紹介するとともに、市民の皆さんからまちづくりに対するご意見をお伺いします。ぜひ、この機会に皆さんのご意見をお聴かせください。 ※第3回までの日程をお知らせします

	月 日	時 間	地域・校区(地区)	対象自治区	懇談会場
第1回	2月20日(月)	午後7時～ 午後8時30分	庄内・大津留	瀬口、中尾、宗寿寺、竹の中、影戸、柚の木、小挾間	影戸公民館
第2回	2月23日(木)		挾間・石城川	高崎、山口、七蔵司、中台、来鉢東部、来鉢中部、来鉢西部、北田代、三船	北部地区 多目的共同施設 (来鉢公民館)
第3回	2月27日(月)		湯布院・湯平	湯平1、湯平2、湯平3、畑、小平、幸野、水地	湯平地区公民館

※お問い合わせは総合政策課広報広聴係(Tel.097-582-1111内線217)まで。

※その他の地域・校区(地区)につきましては、随時市報やホームページ、また地区内班回覧等でお知らせします。

### 各種団体へも市長が出向きます

## 市長と話そう!! 「こんにちは! 市長です」実施のお知らせ

市長が地域や各種団体等のもとに出向き、市民の皆さんと直接語り合う機会を持つことで、より市政への理解を深めていただくとともに、市民の皆さんからの意見などを市政へ生かしていくことを目的とします。

**対 象** 由布市内に在住、通勤、通学されている人で組織する団体やグループ等です。団体の規模は概ね10人以上とします。複数団体での共同開催も可能です。

**開 催 場 所** 申込団体の指定する場所で行います。ただし、会場の手配は申込み団体でしていただきます。

**開 催 時 間** 申込み団体の指定する時間とし、所要時間は1時間30分程度とします(事前に日程打ち合わせが必要となります)。

**申 込 方 法** 開催申込書に記入の上、事前に申し込んでください。申込み用紙は庄内庁舎総合政策課、各振興局地域振興課にあります。または由布市ホームページから様式をダウンロードできます。申込書は郵送、ファクス、電子メール、持参のいずれかの方法で結構です。

**開催決定通知** 開催が正式に決まりましたら、団体代表者にご連絡いたします。

**そ の 他** まちづくりについての建設的な意見交換会とするため、単なる相談、要望、特定の個人へや団体に対する誹謗・中傷、あるいは宗教を目的とした懇談はお断りします。  
本集会には職員も同席します。

※申込先・お問い合わせは総合政策課広報広聴係(TEL097-582-1111内線127 FAX 097-582-3971)まで。  
由布市ホームページ <http://www.city.yufu.oita.jp> Eメール [info@city.yufu.oita.jp](mailto:info@city.yufu.oita.jp)



平成  
18年度

# 市県民税の

## 申告相談が始まります

### ■申告期間

2月16日(休)から3月15日(休)までの土・日曜日を除く毎日。但し、2月19日と2月26日の日曜日は申告相談を受けません。

### ■受付時間

午前9時～午後4時

### ■申告場所

- 狭間庁舎(狭間地区)
- 庄内庁舎(庄内地区)
- 湯布院コミュニティセンター(湯布院地区)

※申告期日(3月15日)が迫りますと会場が混雑することが予想されますので、早めの申告をお願いします。

詳しくは、各戸に配布しました「平成18年度市県民税申告のお知らせ」をご覧ください。

### 市県民税の申告書は自分で書いて、

郵送等によって提出することができます。



### ●お詫言と訂正

配布したチラシのなかで、湯布院地区の申告会場名が「コミュニティセンター」となっていますが、正しくは「湯布院コミュニティセンター」です。訂正してお詫言いたします。

- 問い合わせ・郵送先  
〒879-5498  
由布市庄内町柿原302番地  
由布市役所庄内庁舎税務課  
☎0977-582-1111
- 内線145・146・147

## 大分税務署からのお知らせ

所得税の確定申告書は自分で書いてお早めに

確定申告の時期が近づいてきました。

平成17年分の所得税の確定申告は、平成18年2月16日(休)から始まり、申告・納付期限は3月15日(休)までとなっています。

所得税は、納税者が自ら所得金額や税額を正しく計算して納税する「申告納税制度」をとっていますので、期限内に正しい申告と納税をお済ませください。申告期限が間近になりますと「確定申告センター(大分商工会議所ビル6階)」は大変混雑し、長時間かかる場合がありますので、お早めに申告をお済ませください。確定申告書の提出は郵送等でもできます。

自宅のパソコンで確定申告書が作成できます

国税庁ホームページ (<http://www.nta.go.jp/>) の「確定申告書作成コーナー」では、24時間いつでも簡単に、所得税や消費税(個人事業者)の確定申告書等を作成することができますので、ぜひご利用ください。

次の3ステップ ①申告データの入力 ②プリントアウト ③税務署に送付)で、確定申告センターに行かなくても確定申告ができ、大変便利です。

◆問い合わせ 大分税務署 ☎0977-532-4171

## 法人県民税・事業税の電子申告受付サービスが始まります

大分県では、平成18年1月16日から地方税電子化協議会が運営する地方税ポータルシステムを利用し、インターネットによる法人県民税・事業税の申告受付サービスを開始します。

これまでのように、県税事務所の窓口へ出向いたり、郵送する手間が省け、また、複数の都道府県への申告が一度にできますので、ご利用ください。

なお、ご利用いただく場合は、事前に届出が必要になります。詳しくは、大分県庁ホームページをご覧ください。

◆問い合わせ 大分県税事務所 ☎0977-532-3818

## 国民健康保険税 かならず納付を

（保険税を滞納するとみんなが、あなたが困ります！）

国保に加入する人が保険税をきちんと納めないで、支え合いの仕組みが成り立たなくなり、国保の運営ができなくなります。また、病気やケガの治療でかかった医療費を全額支払うことになり、あなたにとっても大きな負担となります。保険税の納付にご協力をお願いします。

## 理由もなく保険税を滞納すると

災害など、政令で定められた特別な事情以外で滞納を続けると、次のような国保の滞納措置がとられます。

- 督促をうけたり、延滞金に加算される場合があります。
- 財産の差し押さえを受けることとなります。
- 有効期限の短い短期被保険者証の交付対象となります。
- 納期限より1年以上の滞納がある場合に、保険証等を返していたとき、被保険者資格証明書を交付します。

このとき、医療機関の窓口でいったん保険診療分の費用全額（10割）を支払い、後日申請により7割が払い戻されます。また、保険税が完納されると認められたときなどは、保険証は再交付されます。

- 保険給付の全部または一部が差し止められます。
- 保険給付の一部または全部を滞納保険税に充てさせていただきます。

右記の滞納措置を行っても、なお滞納が続いている世帯は、国保の給付（療養費、高額療養費、出産育児一時金、葬祭費など）を受けられる場合、その費用の一部または全部を滞納保険税に充てさせていただきます。

### 問い合わせ

保険課国保係 ☎09771841311 内線364

**保険税の納付は  
便利で確実な口座振替の利用を！**



## おしえて！ 国民年金

### 年金受給者のご家族の皆さまへ

年金を受けていた方が亡くなられたときは、遺族の方が「年金受給者死亡届」に、年金証書と死亡の事実を明らかにできる書類（戸籍抄本や死亡診断書など）を添えてお近くの社会保険事務所へ提出してください。

届出が遅れ、亡くなられた月の翌月以降の年金を受け取ったときは、その分を後日返していただくことになりますので、早めに届出を行ってください。

また、年金は年金を受けていた方が亡くなられた月の分まで支払われます。まだ受け取っていない年金があるときは、亡くなられた方と生計を同じくしていた遺族の方が「未支給年金」を受けることができます。未支給年金を受けることのできる遺族は配偶者、子、父母、孫、祖父母、兄弟姉妹の順です。

詳しくは、**ねんきんダイヤル(0570-07-1165)**またはお近くの社会保険事務所、市町村役場国民年金係へお問い合わせください。

## 精神通院医療費公費 負担制度が変わります

平成18年4月1日から、精神保健福祉法第32条の「通院医療費公費負担制度」が、障害者自立支援法に基づく「自立支援医療」へと移行されることに伴い、すでに支給認定（患者票の交付）を受けている方は、みなし認定手続きをとり、新しく「受給者証」の交付を受ける必要があります。通院先の医療機関または市窓口を確認のうえ、みなし認定手続きをとってください。

### ◆みなし認定手続きの申請期限

平成18年3月31日まで

### ◆主な改正点

- ①有効期間を1年とする。
- ②自己負担額を原則10%とし、所得の低い方は月あたりの上限額を設定。

◆問い合わせ 市健康増進課（湯布院庁舎）、市民サービス課（挾間庁舎・庄内庁舎）

# みんなが安心して暮らすまちづくりへ

平成18年4月から「障害者自立支援法」による制度が始まります

障害者(児)がその能力や適性に応じ、自立した日常生活・社会生活を営むことができるよう、必要な支援を行う「障害者自立支援法」が施行されます。この法律は、障害の種類(身体障害・知的障害・精神障害)にかかわらず、共通のサービスを提供するものです。また、サービス費用をみんなで支え合い、働きたい人を支援し、身近な地域でサービスを利用できる仕組みを目的としています。



## 【サービスの仕組み】

### 障害福祉サービス

■**介護給付**:障害程度が一定以上の人に生活上、または療養上の必要な介護を行います

- 療養介護・居宅介護(ホームヘルプ)・重度訪問介護・生活援護・生活介護・児童デイサービス
- 短期入所(ショートステイ)・重度障害者等包括支援・共同生活介護(ケアホーム)・施設入所者支援

■**訓練等給付**:身体的または社会的なリハビリテーションや就労につながる支援を行います。

- 自立訓練・就労移行支援・就労継続支援・共同生活援助(グループホーム)

### 自立支援医療

障害の種類や年齢により決められていた医療費(更生医療、育成医療、精神通院医療)のしくみが一本化され、「**自立支援医療費**」となります。指定の医療機関で医療負担を受けた場合、どの障害の人も医療費の1割が原則として自己負担となります。ただし、所得等に応じて上限が決められていて、負担が重くなりすぎないようにしています。

### 補装具費の支給 (平成18年10月から)

補装具の購入や修理にかかる費用の**原則1割を自己負担、9割を市などが負担**します。

※所得に応じた自己負担の上限額を設定します。

### 地域生活支援事業

市が障害者を総合的に支援する体制をつくり、さまざまな事業を行います。

■相談支援事業・コミュニケーション支援(手話通訳など)・日常生活用具の給付・移動支援事業など

## サービスにかかる費用

サービスを利用したら、費用の1割を支払います。ただし、所得に応じて上限が決められていて、負担が重くなりすぎないようにしています。残りの9割は市が負担するしくみです。

利用者負担の上限額	区分	対象となる人	上限額(月額)
	生活保護	生活保護世帯の人	0円・自己負担なし
	低所得1	市民税非課税世帯で、障害者または障害児の保護者の収入が年間80万円以下	15,000円
	低所得2	市民税非課税世帯で、低所得1に該当しない人	24,600円
	一般	市民税課税世帯	37,200円

◆同じ世帯に障害者福祉サービスを利用する人が複数いる場合などでも、合算した額がこの上限額を超えた分は高額障害福祉サービス費が支給され、負担が重ならないように配慮されています。

◆資産が一定以下の人は、個別の減免や社会福祉法人の利用者負担の軽減があります。

◆施設でサービスを利用する場合は食費や高熱水費などは全額自己負担です。 ※ただし、施設入所者で生活保護、低所得1、低所得2の人は、申請により補足給付が支給され、負担が軽減されます。

※現在、支援費による障害福祉サービス、公費負担医療の支給を受けている方には申請書類などを郵送します。

※その他、詳しいお問い合わせは市健康福祉事務所福祉対策課(☎0977-84-3111内線312)まで。

**農業委員選挙人名簿の縦覧**

平成18年1月1日現在の農業委員選挙人名簿を縦覧することができます。

●縦覧期間

2月23日～3月9日(毎日)  
午前8時30分～午後5時

●縦覧場所

由布市役所挾間庁舎地域振興課、庄内庁舎総務課、湯布院庁舎地域振興課

●定時登録に伴う

**選挙人名簿の縦覧**

平成18年3月2日現在の選挙人名簿を縦覧することができます。

●縦覧期間

3月3日～7日(毎日)  
午前8時30分～午後5時

●縦覧場所

由布市役所挾間庁舎地域振興課、庄内庁舎総務課、湯布院庁舎地域振興課

●スポーツ安全保険

**加入について**

スポーツ安全保険は、スポーツ・文化・ボランティア・地域・指導活動などを行う15人以上のアマチュアの団体やグループを対象にした保険です。グループが安心して楽し

い活動ができるようにみんなで加入をしましょう。

●受付期間

平成18年3月1日～平成19年3月30日

●保険期間

平成18年4月1日～平成19年3月31日

●加入依頼書設置場所

市体育振興課、湯布院公民館、庄内公民館、挾間公民館

●問い合わせ

市体育振興課(☎09771-841311)



●未来館まつり

華やかなステージ発表、芸術作品の展示、楽しい体験コーナーが用意されています。ロビーのお抹茶、食堂「未来亭」での食事も絶品です。また、図書館まつりは3月11日、12日の両日開催です。挾間出身の童話作家「後藤槿根」の世界へようこそ。

●日時

3月12日(日)午前9時30分

●場所

はさま未来館

●問い合わせ

挾間公民館(☎09715831118)

**自動車税は4月1日現在の登録名義人に課税されます**

車を他人に譲り渡した場合や、車を解体したり、車検の有効期限が切れて使用しない場合は、3月31日(金)までに大分運輸支局(大分市大洲浜1丁目、☎097155812117)で移転や抹消の登録手続きを行ってください。

また、名義人が住所変更した場合、大分県税事務所自動車税管理室(電話連絡または、大分県庁ホームページから電子申請もできます)と運輸支局に変更の届けをしってください。

●問い合わせ

大分県税事務所自動車税管理室(大分市大津町3-4-13、☎09715521112)

**寄付のお礼**

昨年12月、東京都世田谷区にお住まいの舟橋朋子さん(由布市出身)から市へ百万円の寄付をいただきました。

また、みらい信金同友会

向原支部(田村孝正常任

幹事・高野桂吾向原支店

長)から72,651円の

寄付をいただきました。

**物品(委託)などの入札参加資格**

審査申請は3月15日までに

平成18年度に、由布市が発注する各種委託業務、物品の買入れ、製造の請負(工事を除く)、その他の契約に係る競争入札(見積もり)に参加を希望される方は、申請書の受付を次のとおり行います。

●受付期間

2月1日(水)～3月15日(水)、  
午前8時30分～午後5時  
(土、日、祝日を除く)

●受付場所

市契約管理課(挾間庁舎)

●提出方法 持参(郵送不可)

※申請書の様式は契約管理課に置いてあります。

**建設工事などの入札参加資格**

審査申請は2月28日までに

平成18年度に、由布市が発注する建設工事、測量・建設コンサルタント業務の入札参加資格審査申請書の受付を次のとおり行います。

●受付期間

2月1日(水)～2月28日(水)、  
午前8時30分～午後5時  
(土、日を除く)

●受付場所

市契約管理課(挾間庁舎)

●提出方法

持参又は郵送(2月28日必着)

契約管理課

☎09715831111

(内線1324)



# 安心して子育てができるように 母子保健推進員が子育てをサポート

現在、庄内地区と湯布院地区では妊産婦さんや赤ちゃんを持つお母さんたちが安心して子育てができるよう「母子保健推進員」が活動しています。平成18年度は、挾間町でも新たに母子保健推進員を募集し、活動を広げていく予定です。今回は、庄内地区と湯布院地区の活動を紹介します。

## 庄内町母子保健推進員協議会



読み聞かせや手遊びを通じて、お母さん・子どもたちとの交流（ブラックシアター）

毎年恒例の「母子保健推進員のクリスマス会」は今年で8回目



サンタさんから手づくりクッキーのプレゼント

## 湯布院町母子保健推進員協議会



第5回ゆふいんベビィピック：親子で楽しい秋の思い出づくり。毎年、手作りの参加賞が好評です。

地域の子育て支援事業の企画・運営：「歯育てじょうず」では、お母さんたちにおし歯予防についての研修の機会を持ちました。



子どもの心を育てる読み聞かせについて研修：塚原のおいしい空気とかわい絵本の世界にふれてきました。

## 由布市

### 母子保健推進員募集

由布市は平成18年度より母子保健推進員を新たに募集します。母子保健推進員は市長の委嘱を受け、妊産婦や赤ちゃんをもつお母さんたちが安心して子育てができるよう地域で活動しています。育児の経験がある方、子どもが好きな方、母子保健推進員として活動してみませんか？

- 募集人数** 挾間地区20人程度、庄内地区17人程度、湯布院地区9人（塚原、津江、並柳、佐土原、荒木、西石松・東石松1、山崎・平、中依、湯平 各地区1人）
- 活動内容** 子育て支援事業の開催、会議・研修会の出席、乳幼児健診・教室などへの声かけ
- 任期** 2年（平成18年4月1日～平成20年3月31日）
- 申込期限** 3月3日（金）
- 申込・問い合わせ** 挾間振興局市民サービス課 ☎097-583-1111（内線2121）  
庄内振興局市民サービス課 ☎097-582-1111（内線501）  
由布市役所健康増進課 ☎0977-84-3111（内線336）

## 母子保健推進員からひとこと

- \*子育て中のお母さん、母子保健推進員の活動は自分の子育てにも役立つことがたくさんありますよ。
- \*お母さんたちと友だちになつて、相談してもらえよう日々活動しています。
- \*子どもから元気ももらいます。子育てには地域の人の力が必要だなぁと実感しました。

## 食生活改善推進員 育成研修生募集

食生活改善推進員とは、生涯における健康づくり活動を、食を通して地域において推進しているボランティアです。ボランティア活動に興味のある方は、是非研修会にご参加ください。

**開催日** 毎月第2火曜日(4月から開始)、午前9時30分～午後1時30分

**場所** はさま未来館2階調理室  
**内容** 栄養士による講義・調理実習  
**条件** 由布市在住の女性。研修期間は1年間で、終了後は必ず各支部の協議会に入会し活動すること。

**費用** 個人負担(テキスト・参考書代2,000円程度)

**定員** 25人

**申込期限** 3月10日(金)

**申込・問い合わせ**

挟間健康センター

(☎097-583-1111内線2123)

- 材料**  
(4人分)
- ごぼう……………1本(100g)
  - にんじん……………1本
  - ゆで竹の子……………100g
  - 油……………大さじ2
  - 塩……………大さじ1/4
  - こしょう……………少々
  - 豚ひき肉……………200g
  - 卵……………1個
  - しょうゆ……………小さじ2
  - 塩(こしょう)…各少々
  - 油……………大さじ1
  - ブロッコリー……………80g
  - ミニトマト……………8個
  - 大根……………40g

- 作り方**
- 1 ごぼうは5cm長さのせん切りにして水にさらし水気を切る。にんじんは5cmの長さに切る。竹の子は5cm長さの薄切りにする。
  - 2 油を熱したフライパンで、ごぼうを炒める。油がまわったら、にんじん、竹の子を加えて塩・こしょうをふる。
  - 3 野菜がやわらかくなるまで5〜6分炒める。
  - 4 よく練り混ぜた②に3を加えて混ぜ、4等分にし小判型に整える。
  - 5 油を熱したフライパンで4の両面に焼き色をつけて、弱火にして中まで火を通す。
  - 6 皿にブロッコリー(小房に分けてゆでたもの)、ミニトマトを添え、盛りつけたバーグのうえにおろした大根をのせる。

食物繊維がとれる  
根菜のメニューです。

## 健康カレンダー

挟間

- 2月13日(月) 胃・子宮ガン検診(9:00 挟間健康センター)
- 2月14日(火) 胃・子宮ガン検診(9:00 古野公民館)
- 2月15日(水) 10~11カ月児健診(13:30 挟間健康センター)
- 2月17日(金) ちびっこ広場(9:30 挟間健康センター)
- 2月19日(日) 胃・子宮ガン検診(8:30 挟間健康センター)
- 2月20日(金) 胃・子宮ガン検診(9:00 挟間健康センター)
- 2月21日(火) 胃・子宮ガン検診(9:00 谷改善センター)
- 2月23日(木) 3歳児健診(13:00 挟間健康センター)
- 2月24日(金) ちびっこ広場(9:30 挟間健康センター)
- 2月27日(月) 老人会健康教室(9:30 古野郷)
- 2月28日(火) ゆうゆうクラブ(10:00 挟間健康センター)

庄内

- 2月15日(水) 老人クラブ転倒予防教室(9:30 阿蘇野)
- 2月16日(木) 老人クラブ転倒予防教室(9:30 大龍)
- 2月21日(火) 老人クラブ転倒予防教室(14:00 龍原)
- 2月24日(金) 老人クラブ転倒予防教室(9:00 五ヶ瀬)

湯布院

- 2月14日(火) ありんこひろば(0歳児)(10:00 子育て支援センター)
- 2月21日(火) 川西ふれあいいきいき健康サロン(9:00 川西農村交流センター)
- 2月22日(水) 10~11カ月児健診(12:45 健康管理センター)
- 2月23日(木) 畑老人クラブ健康づくり(10:00 畑公民館)
- 2月25日(土) 体力測定とウォーキング(9:00 由布院小学校)

ポリオ  
予防接種

- 4月5日(水) 挟間健康センター(受付14:00~14:30)
- 4月7日(金) 庄内保健センター(受付14:00~14:30)
- 4月12日(水) 挟間健康センター(受付14:00~14:30)
- 4月13日(木) 湯布院コミュニティセンター(受付13:00~13:30)
- 4月14日(金) 庄内保健センター(受付14:00~14:30)
- 4月26日(水) 湯布院コミュニティセンター(受付13:00~13:30)

※詳しくは、市報3月号でお知らせいたします。

# おんにちは 市長です No. 2

文・首藤 奉文

みなさんこんにちは市長です。

「岬ーがんばれエ」みさきいー、前を抜けー」。

1月15日、春を呼ぶ都道府県女子駅伝大会が京都で開催され、我が由布市から湯布院中学2年生加藤岬さんが出場しました。私も応援に駆けつけましたが、ご家族をはじめ中学の同級生やご両親の友達近所の方など40人が「ゆーふいん」ののぼりを降つての大応援です。彼女が一番苦しいところで応援しようとして京都御所の南端に陣取り、彼女が走ってくるのを今を遅しと待ちました。

先導の白バイに続いて選手がやって来ました。最初は私も順位を数えていたのですが5〜6人が団子になってやってきました。岬選手のことばかりが気になって順位も何も分からなくなりました。どれくらい選手が走って行ったか、やっとゼッケン44の岬選手が見えました。とても元気がよく、今にも前を抜きそうな勢いです。「ガンバレー」私も大きな声で力いっぱい応援を致しました。21位から15位へと6人抜いての大活躍でした。



会場でお会いした京都大分県人会会長の衛藤正利さんから、後日、お手紙とNHK「風のハルカ」ヒロイン村川絵梨さんの京都新聞に載った観戦記をいただきました。

「たすきを渡す瞬間の選手の顔にみなぎる緊張感。ライバルとの戦いに挑み続けるたくましさを感じられ、レース観戦中に何度も心を動かされました。一中略「風のハルカ」は大分・湯布院に育った主人公ハルカが「人に夢や幸せを贈りたい」と旅をプロデュースする仕事につき、自分らしい行き方を探す物語です。一年近く撮影でハルカになっているせいも、やっぱり大分チームが気になりました」と。

春を呼ぶと言えば先日、湯布院の槐木地区で古くから伝わる伝統行事「武者祭り」が行われました。地元神社で神事の後お神酒をいただき、鬼と書いた的に向かい、厄よけや五穀豊饒を祈り、氏子の方、荒木の方や参加者が矢を射ます。見事に命中して、後は公民館での懇親会、皆さんの温かいおもてなしに私も楽しくいただきました。

## 今月の税

- 国民健康保険税  
庄内・挾間 (9期分)  
湯布院 (11期分)
- 入湯税  
2月期分 (1月分)

納期限

平成18年2月28日(火)

## 休日在宅当番医

### ●内科・外科医

2/11 ごとう医院 (挾間)	☎ 097-540-7800
2/12 佐藤医院 (庄内)	☎ 097-582-3131
2/19 南由布クリニック (湯布院)	☎ 0977-85-5245
2/26 さとう消化器・大腸肛門クリニック (挾間)	☎ 097-583-8050
3/ 5 新こどもクリニック (挾間)	☎ 097-583-8277
3/12 森整形外科医院 (挾間)	☎ 097-583-3077
3/19 岩男病院 (湯布院)	☎ 0977-84-3101
3/21 ごとう医院 (挾間)	☎ 097-540-7800

### ●歯科医

2/12 田代歯科医院 (湯布院)	☎ 0977-85-3322
3/12 小原歯科医院 (挾間)	☎ 097-583-3877



## キ★ラ★リ★編★集

自動車を運転中、横から出てきた自動車に進路を譲ってあげると、相手の車がお礼の意味で、ハザードランプを数秒間点滅するケースが結構あります。それ以外でも狭い路地で対向車に道を譲ってあげると、「ピッ」と短い間隔のクラクションを鳴らされたり、またドライバーが軽く手を挙げ、頭を下げる場合もあります。もちろんこれもお礼の意味です。しかし、中には「俺様が先に通って当然!」とばかり、何くわぬ顔で走り抜ける車もありますが…。

◆ドライバーのマナーは、ハンドルを握る中で自然と身に付き、また身体で覚えていく場合がほとんどです。車の運転は交通事故を起こした場合に言われる「業務上」となるわけで、業務上のマナー、エチケットと言えるかもしれません。ハンドルを握る以上、交通事故を起こさぬよう、集中して業務に励みたいですね。 (こ)

由布市初の成人式は、旧3町合同となったため、会場にはスーツや晴れ着姿の若者たちであふれていました。その成人者たちが喜んだのが、中学時代の給食メニューが再現された祝賀パーティー。成人者のリクエストで用意されたのはカレーや巻き寿司、たこ焼き、スナックごぼうなど約20種類。懐かしい献立がズラリと並び、「超うれしい〜!」とみんな笑顔でした。栄養士さんにお話を聞くと、「中学時代は牛乳を残す生徒が多かったのに、今日は用意した分がすべてなくなったんですよ」と驚かれていました。ビン入り牛乳の味も懐かしかったのかもしれませんがね。

私が思い出す給食メニューは、揚げパン、鯨の竜田揚げ、牛乳に入れるミルメークなど。あ〜っ、なんだかとても食べたくなってきました。 (ゆ)